

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター

## 「災害共済給付制度のお知らせ」

学校の管理下では、様々な状況において、「けが」をすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、お子様が学校の管理下で「けが」などをした時に、給付金（災害共済給付）を支払う制度です。

### ■給付の対象となる「学校管理下」と災害の範囲

1. 授業中	例)各教科、大掃除など	
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	例)部活動、林間学校、臨海学校	
3. 休憩時間中及び学校の定めた特定時間	例)始業前、授業間休み、昼休み、放課後	
4. 通常の経路及び方法による通学中	例)登下校中	二人乗りは対象外になります
5. その他	例)学校外で授業が行われるとき、集合・解散場所との間の合理的な経路・方法で往復するとき	



### ■災害の範囲

1. 負傷	療養に要する費用が 5,000 円以上のもの
2. 疾病	例)熱中症、ガスなどによる中毒、関節炎など
3. 障害	学校管理下の負傷及び上記疾病が治った後に残った障害で、その程度により第 1 級から 14 級に区分される
4. 死亡	学校管理下で起こった事件や上記疾病に直接起因する死亡、突然死

#### 給付金額

医療費：医療保険並みの療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は療養に伴って要する費用として加算される分)

ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額が給付されます。

※上表の 5,000 円以上のものとは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう 10 割分)を指します。

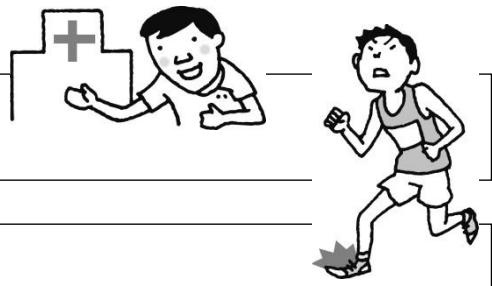
※損害賠償や、他の法令の規定による給付(医療助成など)を受けたときは、給付の全部又は一部が行われません。

※給付事由が生じた日から 2 年たつと請求権がなくなります。同一災害の医療費の支給は最長 10 年間です。

他、詳しくは独立行政法人 日本スポーツ振興センターホームページ [保護者の方へ](#)  
でご確認ください

## ■給付を受けるための手続き

① 学校管理下で災害に遭い、病院にかかった



② 医療等の状況：医療機関で証明を受ける用紙

災害報告書（校内用）：本人が記入し、担当教諭（顧問）に押印してもらう用紙

他、必要時には以下の書類を添付する

- ・**高額療養状況届**：1ヶ月の医療費が7,000点以上（7万円）の場合
- ・**調剤報酬明細書**：処方箋に基づき、保険薬局で薬を処方された場合
- ・**治療用装具明細書**：医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合



これらの書類を、保健室に取りに来てください。

災害報告書（校内用）用紙はここからダウンロードして使用可能です。

\_\_\_\_\_の書類は日本スポーツ振興センターのホームページから  
ダウンロードできます

■日本スポーツ振興センター 学校安全 Web [様式ダウンロード](#)

<http://jpnspor.go.jp/anzen/saigai/download/tqid/81/Default.aspx>

③ 医療等の状況を、受診した医療機関の窓口に出し、診療点数等の証明をもらってください（1ヶ月に1枚必要です）

④ 記入済みの医療等の状況と災害報告書（校内用）を保健室に提出してください。



⑤ 学校でデータを入力し、請求事務を行います。

⑥ 給付金支払い通知書が届きます。（支払いまでに2~3ヶ月ほどかかります）  
入金は、入学時に登録していただいた金融口座にいたします。

！他の医療助成との二重請求をされますと、あとでどちらか一方の払い戻しが生じますので、損害賠償や医療助成制度利用の有無は必ず、事前に学校にお知らせいただけますよう、よろしくお願ひいたします！